人権大学講座（2018 年 8 月 9 日開催）

ワークショップ　学んで活かそう！あなたの身近な国連女性差別撤廃条約
講座の要旨

世界人権問題研究センター第 4 部
2018 年 8 月 9 日（木）
軽部恵子　谷口洋幸　山下明子

1979 年 12 月、国連総会で女性差別撤廃条約が採択された。日本が同条約を批准するまでに多数の課題に直面した。中でも、①父系優先血統主義の国籍法、②高校家庭科が女子生徒のみ必修であった文部省指導要領（当時）、および③女性労働者に対する差別撤廃が大きかった。国籍法等の改正と指導要領の改訂は 1984 年に実現したが、③を実現するための男女雇用機会均等法案は審議が紛糾した。1985 年夏、同法案はようやく成立し、日本政府は「国連女性の 10 年」(1976-1985)が終了する直前に条約を批准した。男女雇用機会均等法は 1986 年 4 月に施行され、以来、1997 年、2007 年、2017 年に 3 回改正されている。

1999 年 10 月、国連総会で新たに女性差別撤廃条約の選択議定書が採択された。選択議定書は、本体の条約に規定された差別撤廃について、一定の要件の下、個人が条約の国内状況を検討する女性差別撤廃委員会に直接申し立てること（個人通報手続）、および、重大または系統的な権利侵害があった場合、締約国の同意の下、委員会が締約国を訪問し調査すること（調査手続）を可能にしている。女性差別撤廃条約を含む国連の主要な人権条約の個人通報の中で、日本政府が受け入れたものはまだ 1 つもない。

この 30 余年、日本における女性差別撤廃、ひいてはジェンダー（社会的・文化的に形作られた性）の平等の実現は、依然として道半ばである。それは、条約の実施に関する日本政府の定期報告と、それに対する女性差別撤廃委員会の総括所見（委員会による評価）を見ても明らかである。たとえば、日本がこれまで受けた計 5 回の審議のうち、2003 年 7 月、2009 年 7 月、2016 年 2 月の回では、女性労働者に対する間接差別（表面上は性別に関係ないように見えるが、特定の性に対する差別）が繰り返し指摘されている。委員会は、2002 年設立の NGO 連合体「日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク」(JNNC)が提供する情報などから、日本の状況を詳細に把握している。

2009 年と 2016 年の日本定期報告審議では、委員会の関心が特に高い 2 項目について、2 年以内の追加報告を求めるフォローアップ制度が適用された。2009 年に出されたのは、民法と女性の政治的・公的活動への参加である。民法を巡る問題で

は、婚姻最低年齢（男性 18 歳、女性 16 歳）、婚外子（非嫡出子）の法定相続分（嫡出子の半分）、女性の再婚禁止期間（女性のみ 6 ヶ月間）、選択的夫婦別氏制度の採用が取り上げられた。2016 年のフォローアップでは、民法の婚姻最低年齢と選択的夫婦別氏に加え、マイノリティ女性および移民女性への差別、ヘイトスピーチ、独立機関による監視と評価が対象項目となった。

フォローアップ項目の進展状況は様々である。婚外子の法定相続は 2013 年の最高裁判決で違憲となった。2018 年 6 月の民法改正で、婚姻最低年齢は男女とも 18 歳になり、女性の再婚禁止期間は 6 ヶ月から 100 日に短縮された。一方、選択的夫婦別氏制度は、家族のあり方に関するとして検討が進んでいない。マイノリティ女性や移民女性への差別とヘイトスピーチに関しては、啓発活動や法制定などが行われてきたが、積極的な対策が求められている。政治的活動への参加については、NGO の長年の努力の甲斐あって、国会や地方議会などで男女の候補数をできるかぎり均等にする「候補者男女均等法」が 2018 年 5 月に参議院で可決・成立した。

講座の後半は、女性差別撤廃条約が提起する身近な課題の例を参加者がグループごとに討議した。各グループから、性的役割分業の例として家事を女性のみにさせない家庭教育が必要ではないか、ジェンダーに基づく男女の合理的な区別もあるのではないか、出産後は子育てに専念したい妻とイクメン制度を使って共働きを維持したい夫はどうすればよいか、通称名は夫婦別氏選択制の代替となりえるか、職場におけるセクシュアル・ハラスメントが女性活躍を阻害している、の諸点が提起された。最後に、これらの問題提起が条約の条文や条約の目指す理念とどう関連しているか、具体的に説明された。女性差別撤廃条約が文字通り「身近」であると、講師・参加者はともに実感することができた 90 分であった。